

令和4年度 赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン
「地域に密着した多様な生活支援活動を応援する助成事業」
助成要項

社会福祉法人 島根県共同募金会

1 助成対象者

民間の相談支援活動、食支援や居住支援、居場所を失った人への活動など、困りごとをかかえる人たちを支援する活動を行う非営利の団体・グループ（法人格の有無は問いません。）

2 助成対象経費

[対象経費の例]

- ・機材、道具など支援活動に使用する物品の購入費、借上料
- ・支援活動を行う会場の借上料
- ・食品や物品など、支援対象者への提供品の購入費
- ・支援活動に用いる光熱水費(電気代、ガソリン代など)、文房具費、印刷費(コピー代など) 等
- ・支援活動を担う人(アルバイトなど)への謝金、交通費

※ 公的資金が充てられる費用は対象外とします。

3 助成額

- ・原則として、1件当たりの上限は30万円とします。

※ 応援キャンペーンにより本会が行う募金活動の寄付金及び中央共同募金会からの助成金が原資となるので、募金活動の実績により変動する可能性があります。

4 申請方法、助成決定等

① 申請方法

別紙「助成金申請書」に必要事項を記入の上、メールで提出してください。

なお、メールが難しい場合は、FAX又は郵送で送付してください。(締切日必着)

申請書は、本会ホームページ (<https://www.akaihane-shimane.jp>) からダウンロードできます。

② 審査結果については、すべての申請団体・グループに通知します。

③ 助成決定団体・グループへの助成金は、原則、概算払いで支払います。

④ 助成決定を受けた場合は、令和4年度中に事業実施及び完了(精算含む)してください。

⑤ 活動が終了したときは、1か月以内に助成事業報告書及び領収書のコピーを提出いただきます。
報告書様式は、助成決定時にお示しします。

⑥ 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取消し助成金の返還を求める場合があります。

5 スケジュール

(1) 第1回

令和4年4月25日(月) 募集開始

5月27日(金) 応募締切

6月 3日(金) 助成決定(申請者へ審査結果を通知します。)

(2) 第2回以降

※ 第1回の状況により第2回募集の有無を決定します。第2回募集を実施する場合は、本会ホームページに掲載するほか、島根県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会への情報提供を行います。

6 申請先・問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会(担当:増田)

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL ; (0852) 32-5977 / FAX ; (0852) 32-5978

E-mail ; akaihane@fukushi-shimane.or.jp